調査票回答方法

１　ウェルネットなごやからエクセルファイル「2310000非常災害対策調査票.xlsx」を

ダウンロードする。入力完了後ファイル名を「231・・・非常災害対策調査」（231・・・は事業所番号）と変更して保存しa2578-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jpあてメール送付してください。

２　「調査票**（想定区域内）**」シートまたは「調査票**（想定区域外）**」シートから自事業所を検索（※居宅介護事業所等の訪問系サービス、地域活動支援センター等の地域活動支援事業所は調査対象外です。）

　・「想定区域内」は洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に設置の事業所です。

従たる事業所、住居、サテライト型住居（以下、「従たる事業所等」という。）についても記載されています。その場合、同じ事業所番号で複数行に記載がありますのでそれぞれの状況についてご回答ください。

・「想定区域外」は洪水等の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域**以外**に設置の事業所です。1事業所番号に対し1事業所が記載されています。従たる事業所等がある場合も1行で記載されていますので、従たる事業所等の内容もまとめて記入してください。

　※　いずれのシートにも記載がない場合は、回答の必要はありません。

３　入　力【(1)共通入力事項　(2)想定区域外事業所　(3)想定区域内事業所】

　（1）共通

　　**・　黄色セルに入力してください。**

・　B列「事業所番号」C列「事業所名」等から自事業所を検索してください。

**・　他事業所の行は行を削除してください。（縦列は削除追加等しないでください）**

問2施設種別、問3施設の所在地　→　入力内容をご確認ください。

　　　　問4　→　名古屋市地域防災計画に定める浸水想定区域内の事業所について

「○」としています。

　　　　問7　→　名古屋市地域防災計画に定める土砂災害警戒区域内の事業所に

ついて「○」としています。

　　　　問9　→　⑧共同生活援助、①施設入所支援の場合「○」としています。

　　　　　　　　　※H31.3.31時点の契約者数をご回答ください。

　　　　問10　→　②療養介護事業所　③生活介護事業所　④短期入所事業所　⑤自立訓練事業　⑥就労移行支援事業所　⑦就労継続支援事業所　の場合　「○」としています。

　※直近１ヶ月で最も利用人数が多かった日の利用者数を整数でご回答ください。

問12　→　**基準省令**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための　法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（H18.9.29厚労省令第171号））**第70条第2項により**義務付けられた、定期的な避難・救出等の訓練をH30年度中に実施した場合「○」を記入してください。

　　　　問13　→　**基準省令第70条第1項**により作成を義務付けられている、非常災害に関する具体的計画**（非常災害計画）**を策定している場合に「○」を記入してください。

**基準解釈通知**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(H18.12.6)(障発第1206001号)(各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)）**第四の三(19)①③参照**

**↓**

基準省令　第70条　（略）事業者は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、**非常災害に関する具体的計画**を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

２　(略)事業者は、非常災害に備えるため、**定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。**

基準解釈通知第四の三(19)

①　非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。

②　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

③　**「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。**この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

④　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

　　 　 問14～24　→　非常災害対策計画中に各項目に該当する事項を記載している場合に「○」を記入してください。

問25,26　→　 非常災害対策計画で想定している災害について当てはまる場合「○」を記入してください。

（2）想定区域**外**の事業所

　　　・　上記（1）問26までで終了です。

【他事業所の行を削除し、ファイル名を「231・・・非常災害対策調査」（231・・・は事業所番号）として保存しa2578-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jpあてメール送付してください。】

　（3）想定区域**内**の事業所

　　ア　問27～31　問４で「○」となっている施設（名古屋市地域防災計画に定める**浸水想定区域内**にある事業所）についてセルを黄色くしています。セルが白の事業所は回答の必要はありません。

　　　・　問27　→　問13が「○」であって、**非常災害対策計画**で洪水を想定している（含めている）場合は「○」を記入してください。

・　問28　→　洪水を想定した**避難確保計画**（水防法第15条の三）を作成し、市町村に提出している場合は「○」を記入。（作成義務あり）

・　問29～31　事業所の状況に応じて記入してください。

【参考】

水防法

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な**避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画**を作成しなければならない。

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の**洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。**

６　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

７　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

水防法施行規則

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条　法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

二　要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三　要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四　要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ　水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

イ　問42～46　問7で「○」となっている施設（名古屋市地域防災計画に定める**土砂災害警戒区域内**にある事業所）についてセルを黄色くしています。セルが白の事業所は回答の必要はありません。

　　・問42　問13が「○」であって、**非常災害対策計画**で土砂災害を想定している（含めている）場合は「○」を記入してください。

　　・問43　土砂災害を想定した**避難確保計画**（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第八条の２）を作成し、市町村に提出している場合は「○」を記入。（作成義務あり）

・問44～46　事業所の状況に応じて記入してください。

【参考】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（要配慮者利用施設の利用者の**避難の確保のための措置に関する計画**の作成等）

第八条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより**、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために**必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。**

２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の**円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。**

４　保存・回答

・ファイル名を「231000000要配慮者施設回答」として保存してください。

　　（最初の10桁の数字は事業所番号としてください。複数事業所分をまとめて回答

いただく場合は、いずれか一つの事業所番号としてください。）

　・電子メールにて、「a2578-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp」あて送信してください。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第五条の二　法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項

二　急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項

三　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

以上で入力は終了です。

【他事業所の行を削除し、ファイル名を「231・・・非常災害対策調査」（231・・・は事業所番号）として保存しa2578-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jpあてメール送付してください。】